



三重県公報

令和3年9月17日 (金)

第 244 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
576	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
577	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
578	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
579	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
580	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
581	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	(出 納 局)	6
582	証紙の販売所の名称及び所在地を変更する旨の届出	(同)	6
583	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	6
584	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	7
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	8

告 示

三重県告示第 576 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問介護	名称	医心館 訪問介護ステーション 四日市	訪問介護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問型サービス（独自）	名称	医心館 訪問介護ステーション 四日市	訪問介護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 四日市	訪問看護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	介護予防訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 四日市	訪問看護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問介護	名称	医心館 訪問介護ステーション 名張	訪問介護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問型サービス（独自）	名称	医心館 訪問介護ステーション 名張	訪問介護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 名張	訪問看護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	介護予防訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 名張	訪問看護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日

三重県告示第 577 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問介護	名称	医心館 訪問介護ステーション 四日市	訪問介護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問型サービス（独自）	名称	医心館 訪問介護ステーション 四日市	訪問介護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 四日市	訪問看護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	介護予防訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 四日市	訪問看護ステーション アンビス四日市	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問介護	名称	医心館 訪問介護ステーション 名張	訪問介護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日
医心館 訪問介護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問型サービス（独自）	名称	医心館 訪問介護ステーション 名張	訪問介護ステーション アンビス	令和 3 年 6 月 7 日

医心館 訪問看護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 名張	訪問看護ステーション アンビス	令和3年 6月7日
医心館 訪問看護ステーション 名張	名張市東町 1901-1	介護予防訪問看護	名称	医心館 訪問看護ステーション 名張	訪問看護ステーション アンビス	令和3年 6月7日

三重県告示第 578 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市平野西町 1 番 1

- 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
米山 豊生	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415266
濱瀬 恭一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416273

三重県告示第 579 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス明和店
多気郡明和町大字叢村字矢畑 266 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和 4 年 5 月 4 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,464 m²
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	58 台	縦覧による
合計	58 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐輪場	20 台	縦覧による
合計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

駐車場	面積	位置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 3 年 9 月 3 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 9 月 17 日から令和 4 年 1 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 580 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日

から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ佐那具店

伊賀市佐那具町 25 番地の 1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	38 m ²	縦覧による

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	38 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	22.5 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	28 m ²	縦覧による
合計	88.5 m ²	

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	台数	位置
駐車場 1	57 台	縦覧による
駐車場 2	108 台	縦覧による
	165 台	

(変更後)

駐車場	台数	位置
駐車場 1	49 台	縦覧による
駐車場 2	63 台	縦覧による
合計	112 台	

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場	台数	位置
駐輪場	30 台	縦覧による
合計	30 台	

(変更後)

駐輪場	台数	位置
駐輪場	30 台	縦覧による
合計	30 台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時～午後 10 時

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 4 時～午後 10 時

荷さばき施設 2	午前 7 時～午後 10 時
荷さばき施設 3	午前 4 時～午前 7 時

3 変更する年月日

2(1) 令和 4 年 5 月 1 日

2(2) 令和 3 年 9 月 1 日

4 変更する理由

2(1)ア及び2(2)

周辺環境に配慮して荷さばき施設に集中搬入させることなく、分散搬入を行うため。

2(1)イ

駐車場の区画を広く確保することでお客様の利便に供すること並びに従業員用駐車場を敷地内に集中させることで、夜間の店舗従業員の安全を確保するため。

2(1)ウ

現状の駐輪場は路面が良くないこと並びに新たに荷さばき施設を設けるため。

5 届出の日

令和 3 年 8 月 31 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 9 月 17 日から令和 4 年 1 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 581 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野南支店友生ふれあい店	上野南支店友生	令和 3 年 9 月 27 日

三重県告示第 582 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称		販売所の所在地		変更年月日
	旧	新	旧	新	
多気郡農業協同組合	斎宮支店	明和南支店	多気郡明和町大字 斎宮 3404-1	多気郡明和町大字 上野 77-6	令和 3 年 9 月 27 日
伊賀ふるさと農業協同組合	上野南支店（依那古ふれあい店）	上野南支店	伊賀市沖 80 番地	伊賀市沖 3389 番地	

三重県告示第 583 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	

株式会社百五銀行	江場支店	桑名市大字大福 426 番地の 3	桑名市中央町 3 丁目 36 番地 (桑名支店内)	令和 3 年 9 月 27 日
	新道支店	伊勢市大世古 2 丁目 6 番 12 号	伊勢市岡本 1 丁目 3 番 3 号 (伊勢支店内)	
株式会社三十三銀行	桑名中央支店	桑名市中央町 4 丁目 31 番地	桑名市八間通 25 番地 1 (桑名支店内)	令和 3 年 10 月 11 日
	白子中央支店	鈴鹿市中江島町 17 番 1 号	鈴鹿市南江島町 11 番 20 号 (白子支店内)	令和 3 年 10 月 18 日
	白子本町支店	鈴鹿市白子本町 9 番 20 号	鈴鹿市南江島町 11 番 20 号 (白子支店内)	
	住吉支店	鈴鹿市住吉 3 丁目 27 番 25 号	鈴鹿市算所 1 丁目 4 番 1 号 (平田町支店内)	令和 3 年 10 月 25 日
平田町駅前支店	鈴鹿市算所 1 丁目 2 番 1 号	鈴鹿市算所 1 丁目 4 番 1 号 (平田町支店内)		

三重県告示第 584 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
多気郡農業協同組合	明星支店	多気郡明和町大字明星 971-1	令和 3 年 9 月 25 日
伊賀ふるさと農業協同組合	上野南支店神戸ふれあい店	伊賀市上神戸 215 番地の 1	
	上野南支店猪田ふれあい店	伊賀市猪田 1472 番地の 1	
	上野南支店比自岐ふれあい店	伊賀市比自岐 159 番地の 1	

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
200 券	農業	42005209699～ 42005209704	6	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 9 月 23 日	井ノ口石油店
1000 券	漁船	62101421402～ 62101421417	16	令和 3 年 7 月 29 日～ 令和 3 年 9 月 30 日	シンフォニア商事株式会社 伊勢ルート 23 給油所

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 9 月 2 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大木及び同町長深

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
桑名都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
桑名都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
桑名都市計画高度利用地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 9 月 7 日	名張市黒田字高柳 2731 ほか 4 筆	奈良県宇陀郡曾爾村大字長野 73-2 株式会社ヨネダ 代表取締役 米 田 一 雄

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 9 月 17 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 物品等の名称及び数量 三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校 68 校 74 施設で使用する電気
(予定使用量) 19,579,600 kWh

2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県教育委員会事務局学校経理・施設課
3	落 札 者 決 定 日	令和 3 年 7 月 16 日
4	落 札 者	東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号 株式会社エネット 代表取締役 谷口 直行
5	落 札 金 額	入札価格 350,972,757 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 3 年 5 月 18 日

発 行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
